

第 121 号 ( 令和 4 年 12 月 15 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

△	横浜市児童相談所規則の一部を改正する規則【こども青少年局中央児童相談所】	4
---	--------------------------------------	---

**【告示】**

△	横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】	5
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	6
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	7
△	生活保護法に基づく施術者・助産師の指定【健康福祉局生活支援課】	10
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	11
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	12
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	14
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	15
△	生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	17
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	18
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	19
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	20
△	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	27
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	28
△	生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】	30
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	31
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	32
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	33
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】	34
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】	35
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	36
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の辞退【健康福祉局こころの健康相談センター】	37
△	横浜市景観計画の変更【都市整備局景観調整課】	38
△	関内地区都市景観協議地区の変更【都市整備局景観調整課】	39
△	みなとみらい 2 1 中央地区都市景観協議地区の変更【都市整備局景観調整課】	40
△	みなとみらい 2 1 新港地区都市景観協議地区の変更【都市整備局景観調整課】	41
△	横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管	42

財課】

【公告】

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	44
△ 同【経済局商業振興課】	46
△ 同【経済局商業振興課】	48
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	50
△ 同【環境創造局水・土壤環境課】	51
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】	52
△ 横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】	53
△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	54
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	55
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	56
△ 同【建築局建築企画課】	57
△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	58
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	59
△ 同【建築局調整区域課】	60
△ 同【建築局調整区域課】	61
△ 同【建築局調整区域課】	62
△ 同【建築局調整区域課】	63
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	64
△ 同【建築局調整区域課】	65
△ 同【建築局調整区域課】	66
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	67
△ 同【建築局建築指導課】	68

【区告示】

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	69
△ 同【旭区地域振興課】	70
△ 同【旭区地域振興課】	71
△ 同【旭区地域振興課】	72
△ 同【旭区地域振興課】	73
△ 同【旭区地域振興課】	74
△ 同【旭区地域振興課】	75
△ 同【旭区地域振興課】	76
△ 同【旭区地域振興課】	77
△ 同【旭区地域振興課】	78
△ 同【旭区地域振興課】	79
△ 同【旭区地域振興課】	80
△ 同【鶴見区地域振興課】	81
△ 同【栄区地域振興課】	82

【区公告】

△ 市有財産への自動写真撮影機設置に関する一般競争入札の施行【戸塚区総務課】	83
--	----

【水道局】

△ 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する	85
--	----

る規程の一部を改正する規程【人事課】

**【交通局】**

△ 割引 1 日乗車券の発売【高速鉄道本部営業課】	94
---------------------------	----

**【教育委員会】**

△ 横浜市指定有形文化財の指定【生涯学習文化財課】	95
△ 横浜市指定史跡名勝天然記念物の指定【生涯学習文化財課】	96
△ 横浜市地域文化財の登録【生涯学習文化財課】	97
△ 職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】	98
△ 同 【教職員人事課】	99
△ 同 【南部学校教育事務所教育総務課】	100

**【区選挙管理委員会】**

△ 委員の氏名【港北区】	101
△ 同 【緑区】	102
△ 同 【青葉区】	103
△ 同 【都筑区】	104
△ 委員長等の氏名【港北区】	105
△ 同 【緑区】	106
△ 同 【青葉区】	107
△ 同 【都筑区】	108

---

規 則

---

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。  
令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 79 号

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 ( 昭 和 33 年 7 月 横 浜 市 規 則 第 31 号 ) の 一 部  
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 第 1 号 中 「 第 12 条 第 2 項 」 を 「 第 12 条 第 3 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 654 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号 ) 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 す る 条 例 ( 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号 ) 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 ( 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ) 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号 ) 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号 ) 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ) 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号 ) 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号 ) に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 655 号

家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 廃 止 ・ 確 認  
辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 36 条 の 37 第 2  
項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 48 条 の 規 定  
に よ り 、 家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 廃 止 を 承 認 し  
、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃 止 年 月 日	令 和 5 年 3 月 31 日
確 認 辞 退 年 月 日	令 和 5 年 3 月 31 日
施 設 種 別	家 庭 的 保 育 事 業
施 設 名 称	み う ら 家 庭 保 育 室
設 置 者	三 浦 恵
所 在 地	旭 区 南 本 宿 町 89 番 地 の 23

横浜市告示第 656 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 4 年 9 月 1 日	フロンティア薬局あざみ野店	青葉区荏田町 94 番地の 1
令和 4 年 9 月 5 日	第一整形外科	金沢区富岡西七丁目 3 番 7 号
令和 4 年 9 月 20 日	みなとメンタルクリニック	中区尾上町 5 丁目 69 番地
令和 4 年 10 月 1 日	慶成なでしこ薬局	神奈川区立町 6 番地の 1
同	スーパードラッグタワー薬局	南区弘明寺町 134 番地
同	オオミ薬局	港南区港南台七丁目 42 番 30 号
同	十日市場整形外科内科リハビリテーションクリニック	緑区十日市場町 818 番地の 2
同	ミナト歯科医院	青葉区市ヶ尾町 1,064 番地の 5
同	スターヒルズ歯科	青葉区奈良一丁目 2 番地の 1
同	医療法人社団緑風会みどりクリニック横浜	戸塚区吉田町 602 番地
令和 4 年 10 月 14 日	オレンジ歯科・矯正歯科イオン天王町	保土ヶ谷区川辺町 3 番地
令和 4 年 10 月 20 日	プラザ薬局ビエラ蒔田店	南区花之木町 3 丁目 48 番地の 1
令和 4 年 11 月 1 日	桜木町・横浜内科リウマチ科	中区花咲町 2 丁目 81 番地の 2
同	マイタケアクリニク	南区花之木町 3 丁目 48 番地の 1

同	三恵デンタルクリニック	港南区上永谷二丁目 17 番 12 号
同	ゆめクリニック港南 院	港南区丸山台二丁目 1 番 4 号
同	医療法人社団ナイズ キャップスクリニック ク天王町	保土ヶ谷区川辺町 3 番地の 5
同	クリエイト薬局磯子 上笹堀店	磯子区岡村五丁目 19 番 2 号
同	金沢八景駅前ハート クリニック	金沢区瀬戸 16 番 32 号
同	M E D A G R E E C L I N I C よこ はま	港北区篠原町 1,099 番地の 8
同	クリエイト薬局港北 北新羽店	港北区新吉田町 5,60 3 番地
同	クリエイト薬局緑白 山店	緑区白山二丁目 37 番 1 号
同	田辺薬局横浜都筑店	都筑区中川中央一丁 目 38 番 11 号
同	かみやべ整形外科皮 ふ科	戸塚区上矢部町 1,67 5 番地の 1
同	0 歳からのこどもク リニック	戸塚区戸塚町 4,211 番地

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 4 年 7 月 1 日	医療法人社 団協友会	埼玉県吉川 市大字平沼 111 番地	医療法人社団 協友会金沢文 庫訪問看護ス テーション	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
令和 4 年 9 月 1 日	こまつなナ ーシング株 式会社	港南区芹が 谷一丁目 38 番 21 号	こまつな訪問 看護ステーシ ョン桜木町	中区花咲町 2 丁目 77 番地
令和 4 年 10 月 1 日	株式会社 O A 総研	東京都新宿 区西新宿 1 丁目 22 番 2 号	O H I S A M A ナースステ ーション横浜 上大岡	港南区大久保 三丁目 5 番 53 号



同	インキュベ クス株式会 社	港北区新横 浜二丁目 2 番地の 15	けあくる訪問 看護リハビリ ステーション 新横浜	港北区新横浜 二丁目 2 番地 の 15
---	---------------------	---------------------------	-----------------------------------	----------------------------

横浜市告示第 657 号

生活保護法に基づく施術者・助産師の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者・助産師として、次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 施術者

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 4 年 10 月 1 日	脇上昌勝	指圧マッサージ 脇上長生治療院	港北区菊名二丁目 17 番 11 号
令和 4 年 11 月 1 日	伊藤 忠	フレアス在宅マ ッサージ横浜都 筑施術所	都筑区池辺町 2,45 0 番地
令和 4 年 12 月 1 日	小林 誠	ロン・アヴァン セ整骨院	鶴見区市場富士見 町 8 番 10 号
同	長川 哲大	三吉鍼灸院	神奈川区神大寺二 丁目 28 番 11 号
同	高橋 美月	鍼灸マッサージ レイス治療院横 浜みなど	中区若葉町 1 丁目 7 番地
同	齋藤 了	アマーレ治療院	南区万世町 1 丁目 1 番地
同	星野 直志	ほしの治療院	戸塚区前田町 516 番地の 14

2 助産師

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 4 年 5 月 1 日	宮下 美代子	みやした助産院	南区三春台 126 番 地

横 浜 市 告 示 第 658 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 変 更

生 活 保 護 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ) 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 ( 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ) 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

診 療 所 又 は 薬 局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 4 年 7 月 1 日	(新) 医 療 法 人 社 団 協 友 会 金 沢 文 庫 病 院	金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 6 番 22 号
	(旧) 金 沢 文 庫 病 院	

横浜市告示第 659 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 3 年 7 月 1 日	沼崎 玄	くじら整骨院	(新)青葉区青葉台一丁目 14 番地の 1
			(旧)青葉区青葉台二丁目 11 番地の 2
令和 4 年 6 月 24 日	真辺 向陽	(新)はりきゅうマッサージプラスアシスト	(新)旭区川井本町 64 番地の 10
		(旧)はり・きゅう・マッサージみどりの風横浜緑	(旧)緑区台村町 51 番地
令和 4 年 10 月 26 日	(新)長川 哲大	三吉整骨院	神奈川区神大寺二丁目 28 番 11 号
	(旧)范 哲		
令和 4 年 11 月 1 日	延島 紀子	(新)鍼灸マッサージレイス治療院横浜みなと	(新)中区若葉町 1 丁目 7 番地
		(旧)マッサージレイス治療院横浜南区	(旧)南区白金町 1 丁目 7 番地
同	藤巻 保成	(新)鍼灸マッサージレイス治療院横浜みなと	(新)中区若葉町 1 丁目 7 番地
		(旧)マッサージレイス治療院横浜南区	(旧)南区白金町 1 丁目 7 番地
同	横溝 均	(新)鍼灸マッサージレイス治療院横浜みなと	(新)中区若葉町 1 丁目 7 番地

		(旧) マッサージレ イス治療院横浜 南区	(旧) 南区白金町 1 丁目 7 番地
令和 4 年 11 月 4 日	(新) 齋 藤 江利子	訪問鍼灸マッサ ージ K E i R O	中区蓬萊町 2 丁 目 4 番地の 5
	(旧) 森 田 江利子	W 横浜中区中央 ステーション	

横浜市告示第 660 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 4 年 11 月 8 日	医療法人社団ゆう あい会さとう整形 外科	港南区笹下三丁目 11 番 14 号

横浜市告示第 661 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 4 年 7 月 31 日	岩間医院	戸塚区深谷町 857 番地の 6
令和 4 年 8 月 21 日	藤田歯科医院	旭区金が谷二丁目 27 番 5 号
令和 4 年 8 月 31 日	木村耳鼻咽喉科医院	旭区若葉台二丁目 22 番 106 号
令和 4 年 9 月 4 日	第一整形外科	金沢区富岡西二丁目 3 番 1 号
令和 4 年 9 月 19 日	みなとメンタルクリニック	中区相生町 6 丁目 109 番地
令和 4 年 9 月 30 日	慶成なでしこ薬局	神奈川区立町 6 番地の 1
同	スーパードラッグ タロー薬局	南区弘明寺町 134 番地
同	オオミ薬局	港南区港南台七丁目 42 番 30 号
同	十日市場整形外科 内科医院	緑区十日市場町 849 番地の 6
同	ミナト歯科医院	青葉区市ケ尾町 1,150 番地の 2
同	スターヒルズ歯科	青葉区奈良一丁目 2 番地の 1
同	みどりクリニック 横浜	戸塚区吉田町 602 番地
令和 4 年 10 月 31 日	横浜デンタルケア オフィス	神奈川区反町 3 丁目 19 番地の 12
同	南メディカルクリ ニック	南区井土ケ谷中町 127 番地の 1

同	かもめ薬局菊名店	港北区篠原北一丁目 3 番 36 号
---	----------	--------------------

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 4 年 6 月 30 日	医療法人社団 愛友会	埼玉県上尾市 柏座 1 丁目 10 番 10 号	医療法人社団 愛友会 金沢文庫 訪問看護ステーション	金沢区釜利谷 東二丁目 6 番 22 号
令和 4 年 10 月 31 日	株式会社 レジオール	南区井土ヶ谷 中町 161 番地	ゆめのぞみ 訪問看護ステーション	南区井土ヶ谷 中町 161 番地



横浜市告示第 662 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 4 年 9 月 30 日	縫村圭介	株式会社訪問鍼灸マッサージ S o 1	鶴見区市場東中町 8 番 22 号
同	山口友子	同	同

横浜市告示第 663 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 4 年 11 月 30 日	医療法人社団とみい 眼科	中区伊勢佐木町 6 丁 目 143 番地

横浜市告示第 664 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	田辺薬局株式会社	東京都中央区築地 4 丁目 3 番 8 号	ひとみ薬局 鶴見豊岡店	鶴見区豊岡町 7 番 7 号
同	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日本調剤二俣川薬局	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 43
同	宮崎秀材	金沢区富岡西七丁目 33 番 4 号	金沢八景駅前歯科	金沢区瀬戸 3 番 7 号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	田辺薬局株式会社	東京都中央区築地 4 丁目 3 番 8 号	ひとみ薬局 鶴見豊岡店	鶴見区豊岡町 7 番 7 号
同	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日本調剤二俣川薬局	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 43
同	宮崎秀材	金沢区富岡西七丁目 33 番 4 号	金沢八景駅前歯科	金沢区瀬戸 3 番 7 号

横浜市告示第 665 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 3 年 10 月 25 日	社会福祉法 人恵友会	中区千歳町 1 番地の 10	居宅介護事業 所やすらぎ	(新) 中区蓬萊町 3 丁目 104 番 地の 4
				(旧) 中区千歳町 1 番地の 10
令和 3 年 10 月 29 日	株式会社ケ アステーション 大樹	(新) 中区不老 町 1 丁目 6 番地の 10	株式会社ケア ステーション 大樹横浜セン ター	(新) 中区不老町 1 丁目 6 番地 の 10
		(旧) 中区富士 見町 1 番地 の 2		(旧) 中区富士見 町 1 番地の 2
令和 4 年 8 月 1 日	特定非営利 活動法人こと ぶき介護	(新) 中区寿町 4 丁目 15 番 地の 4	特定非営利活 動法人ことぶ き介護	(新) 中区寿町 4 丁目 15 番地の 4
		(旧) 中区松影 町 2 丁目 7 番地の 17		(旧) 中区松影町 2 丁目 7 番地 の 17
令和 4 年 9 月 1 日	有限会社コ ミュニティ	(新) 南区南太 田三丁目 2 番 15 号	訪問介護サー ビス・こみゅ にてい	南区南太田三 丁目 2 番 15 号
		(旧) 南区井土 ケ谷下町 16 番地の 5		
令和 4 年 10 月 11 日	医療生協か ながわ生活 協同組合	戸塚区戸塚 町 3,880 番 地の 2	医療生協かな がわ生活協同 組合ヘルパー ステーション とつか	(新) 戸塚区戸塚 町 167 番地
				(旧) 戸塚区戸塚 町 3,960 番地

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 10 月 11 日	医療生協かながわ生活協同組合	戸塚区戸塚町 3,880 番地の 2	医療生協かながわ生活協同組合訪問看護ステーションとつか	(新) 戸塚区戸塚町 167 番地
				(旧) 戸塚区戸塚町 3,960 番地

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 4 月 1 日	株式会社メデイカルデザイン	中区本町 6 丁目 50 番地の 1	(新) 黒ねこ堂薬局西谷店	(新) 保土ヶ谷区西谷四丁目 3 番 19 号
			(旧) うさぎ薬局西谷店	(旧) 保土ヶ谷区西谷町 1,055 番地の 1
令和 4 年 9 月 1 日	株式会社メディックス	(新) 東京都八王子市元横山町 1 丁目 2 番 3 号 (旧) 東京都調布市下石原 3 丁目 40 番地の 8	しんわ薬局子安店	神奈川区七島町 127 番地の 6
同	同	(新) 東京都八王子市元横山町 1 丁目 2 番 3 号 (旧) 東京都調布市下石原 3 丁目 40 番地の 8	(新) しんわ薬局白楽店 (旧) 仙昌堂薬局白楽店	神奈川区白楽 100 番地
同	同	(新) 東京都八王子市元横山町 1 丁目 2 番 3 号 (旧) 東京都調布市下石原 3 丁目 40 番地の 8	(新) しんわ薬局瀬谷店 (旧) サクラ薬局	瀬谷区中央 19 番地の 2

4 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 10 月 1 日	社会福祉法人あさひ	鶴見区豊岡町 7 番 10 号	福祉協会 つるみ 2 4	(新) 鶴見区豊岡町 7 番 10 号
				(旧) 鶴見区馬場四丁目 21 番 8 号

5 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 10 月 1 日	社会福祉法人あさひ	鶴見区豊岡町 7 番 10 号	福祉協会 つるみ 2 4	(新) 鶴見区豊岡町 7 番 10 号
				(旧) 鶴見区馬場四丁目 21 番 8 号

6 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 3 年 11 月 1 日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目 6 番 17 号	(新) リハトレ青葉の樹	青葉区すすき野三丁目 8 番地の 3
			(旧) デイサービスリハトレ青葉	
令和 4 年 8 月 15 日	株式会社スプリング	東京都渋谷区笹塚 2 丁目 18 番 3 号	(新) らいおんハートリハビリデイサービス港北	(新) 港北区新羽町 776 番地
			(旧) らいおんハートリハビリデイサービスほのぼの	(旧) 港北区新羽町 1,659 番地
令和 4 年 9 月 1 日	有限会社コミュニティ	(新) 南区南太田三丁目 2 番 15 号	デイサロン・こみゅに亭	(新) 南区南太田三丁目 2 番 15 号
		(旧) 南区井土ヶ谷下町 16 番地の 5		(旧) 南区井土ヶ谷下町 16 番地の 5
令和 4 年 10 月 1 日	医療法人麗齒会（財団	金沢区寺前二丁目 2 番	(新) R e : L I F E	港南区笹下一丁目 3 番 25 号

	)	25 号	(旧)機能回復訓練強化型マッスルデイサービス上大岡	
同	アンダンテ株式会社	港北区新横浜二丁目 6 番地の 13	(新)デイサービスいこい家和田町	(新)保土ヶ谷区仏向町 92 番地
			(旧)デイサービスいこい家岸根	(旧)港北区岸根町 362 番地

7 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 3 年 10 月 29 日	株式会社ケアステーション大樹	(新)中区不老町 1 丁目 6 番地の 10	株式会社ケアステーション大樹横浜センター	(新)中区不老町 1 丁目 6 番地の 10
		(旧)中区富士見町 1 番地の 2		(旧)中区富士見町 1 番地の 2
令和 4 年 8 月 1 日	特定非営利活動法人ことぶき介護	(新)中区寿町 4 丁目 15 番地の 4	特定非営利活動法人ことぶき介護	(新)中区寿町 4 丁目 15 番地の 4
		(旧)中区松影町 2 丁目 7 番地の 17		(旧)中区松影町 2 丁目 7 番地の 17
令和 4 年 9 月 1 日	有限会社コミュニティ	(新)南区南太田三丁目 2 番 15 号	ケアマネジメントサービス・こみゆにてい	南区南太田三丁目 2 番 15 号
		(旧)南区井土ヶ谷下町 16 番地の 5		

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 10 月 11 日	医療生協かながわ生活協同組合	戸塚区戸塚町 3,880 番地の 2	医療生協かながわ生活協同組合訪問看護ステーションとつか	(新)戸塚区戸塚町 167 番地
				(旧)戸塚区戸塚町 3,960 番地

9 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 4 月 1 日	株式会社メ ディカルデ ザイン	中区本町 6 丁目 50 番地 の 1	(新)黒ねこ堂薬 局西谷店	(新)保土ヶ谷区 西谷四丁目 3 番 19 号
			(旧)うさぎ薬局 西谷店	(旧)保土ヶ谷区 西谷町 1,055 番地の 1
令和 4 年 9 月 1 日	株式会社メ ディックス	(新)東京都八 王子市元横 山町 1 丁目 2 番 3 号	しんわ薬局子 安店	神奈川区七島 町 127 番地の 6
		(旧)東京都調 布市下石原 3 丁目 40 番 地の 8		
同	同	(新)東京都八 王子市元横 山町 1 丁目 2 番 3 号	(新)しんわ薬局 白楽店	神奈川区白楽 100 番地
		(旧)東京都調 布市下石原 3 丁目 40 番 地の 8	(旧)仙昌堂薬局 白楽店	
同	同	(新)東京都八 王子市元横 山町 1 丁目 2 番 3 号	(新)しんわ薬局 瀬谷店	瀬谷区中央 19 番地の 2
		(旧)東京都調 布市下石原 3 丁目 40 番 地の 8	(旧)サクラ薬局	

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 3 年 10 月 25 日	社会福祉法 人恵友会	中区千歳町 1 番地の 10	居宅介護事業 所やすらぎ	(新)中区蓬萊町 3 丁目 104 番



				地の 4 (旧) 中区千歳町 1 番地の 10
令和 3 年 10 月 29 日	株式会社 ケ アステーション 大樹	(新) 中区不老 町 1 丁目 6 番地の 10 (旧) 中区富士 見町 1 番地 の 2	株式会社 ケア ステーション 大樹横浜セン ター	(新) 中区不老町 1 丁目 6 番地 の 10 (旧) 中区富士見 町 1 番地の 2
令和 4 年 8 月 1 日	特定非営利 活動法人ことぶ き介護	(新) 中区寿町 4 丁目 15 番 地の 4 (旧) 中区松影 町 2 丁目 7 番地の 17	特定非営利活 動法人ことぶ き介護	(新) 中区寿町 4 丁目 15 番地の 4 (旧) 中区松影町 2 丁目 7 番地 の 17
令和 4 年 9 月 1 日	有限会社 コ ミュニティ	(新) 南区南太 田三丁目 2 番 15 号 (旧) 南区井土 ケ谷下町 16 番地の 5	訪問介護サー ビス・こみゆ にてい	南区南太田三 丁目 2 番 15 号
令和 4 年 10 月 11 日	医療生協か ながわ生活 協同組合	戸塚区戸塚 町 3,880 番 地の 2	医療生協かな がわ生活協同 組合ヘルパー ステーション とつか	(新) 戸塚区戸塚 町 167 番地 (旧) 戸塚区戸塚 町 3,960 番地

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在 地
令和 3 年 11 月 1 日	株式会社 若 武者ケア	港南区日野 南一丁目 6 番 17 号	(新) リハトレ青 葉の樹 (旧) デイサービ スリハトレ青 葉	青葉区すすき 野三丁目 8 番 地の 3
令和 4 年 8 月 15 日	株式会社 ス プリング	東京都渋谷 区笹塚 2 丁 目 18 番 3 号	(新) らいおんハ ートリハビリ サービス 港北	(新) 港北区新羽 町 776 番地

			(旧) らいおんハ ートリハビリ デイサービス ほのぼの	(旧) 港北区新羽 町 1,659 番地
令和 4 年 9 月 1 日	有限会社コ ミュニティ	(新) 南区南太 田三丁目 2 番 15 号	デイスロン・ こみゆに亭	(新) 南区南太田 三丁目 2 番 15 号
		(旧) 南区井土 ケ谷下町 16 番地の 5		(旧) 南区井土ケ 谷下町 16 番地 の 5
令和 4 年 10 月 1 日	医療法人麗 齒会 (財団 )	金沢区寺前 二丁目 2 番 25 号	(新) R e : L I F E	港南区笹下一 丁目 3 番 25 号
			(旧) 機能回復訓 練強化型マッ スルデイサー ビス上大岡	

横浜市告示第 666 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社 テイクワン	戸塚区影取町 57 番地の 3	ヘルパーセンター いなほ	瀬谷区宮沢二丁目 28 番地の 20

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社 テイクワン	戸塚区影取町 57 番地の 3	ヘルパーセンター いなほ	瀬谷区宮沢二丁目 28 番地の 20

横浜市告示第 667 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 10 月 31 日	株式会社レジオール	南区井土ケ谷中町 161 番地	ゆめのぞみ訪問看護ステーション	南区井土ケ谷中町 161 番地
令和 4 年 11 月 1 日	フクダライフテック横浜株式会社	港北区新羽町 905 番地	訪問看護ステーションナーステック横浜	港北区新羽町 905 番地

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 7 月 31 日	株式会社カワダ	中区南仲通 3 丁目 35 番地	川田薬局本牧店	中区本牧三之谷 8 番 8 号

3 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 4 年 10 月 31 日	株式会社サロンデイ	青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2	薬クリエイトの介護支援センター白根	旭区白根二丁目 43 番 24 号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 10 月 31 日	株式会社レジオール	南区井土ケ谷中町 161 番地	ゆめのぞみ訪問看護ステーション	南区井土ケ谷中町 161 番地
令和 4 年 11 月 1 日	フクダライフテック横浜株式会社	港北区新羽町 905 番地	訪問看護ステーションナーステック横浜	港北区新羽町 905 番地

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 7 月 31 日	株式会社カ ワダ	中区南仲通 3 丁目 35 番 地	川田薬局本牧 店	中区本牧三之 谷 8 番 8 号

横 浜 市 告 示 第 668 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 再 開

生 活 保 護 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ) 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 ( 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ) 第 14 条 第 4 項 に 規 定 す る 指 定 介 護 機 関 を 次 の と お り 再 開 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

居 宅 介 護 事 業 者 ( 地 域 密 着 型 通 所 介 護 )

再 開 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
令 和 4 年 10 月 1 日	ア ン ダ ン テ 株 式 会 社	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 6 番 地 の 13	デ イ サ ー ビ ス い こ い 家 和 田 町	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 92 番 地

横浜市告示第 669 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 12 月 1 日	たまプラーザ南 口矯正歯科	青葉区新石川二丁目 4 番地の 16	矯正歯科
同	日本調剤みなと みらい薬局	西区みなとみらい三 丁目 7 番 3 号	薬局
同	りんどう薬局	南区南太田一丁目 4 番 32 号	同
同	薬局ホームケア ファーマシー新 横浜店	港北区篠原町 1,034 番地の 5	同
同	グリーン薬局	緑区中山一丁目 5 番 2 号	同
同	フロンティア薬 局あざみ野店	青葉区荏田町 94 番地 の 1	同
同	青葉緑山薬局	青葉区奈良町 2,318 番地の 2	同
同	おひさま薬局	都筑区中川一丁目 15 番 8 号	同
同	おひさま薬局都 筑店	都筑区中川一丁目 14 番 8 号	同
同	クリエイト薬局 D P R プラザ瀬 谷店	瀬谷区下瀬谷二丁目 9 番地の 3	同

横浜市告示第 670 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 12 月 1 日	つくのクリニック	鶴見区佃野町 24 番 25 号	腎臓
同	医療法人社団善仁会西谷腎クリニック	保土ヶ谷区西谷四丁目 1 番 7 号	同
同	昭和大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央 35 番 1 号	小腸
同	健ナビ薬樹薬局矢向 2 号店	鶴見区矢向五丁目 9 番 23 号	薬局
同	つる薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央一丁目 19 番 4 号	同
同	石川町中央薬局	中区吉浜町 1 番地の 2	同
同	日本調剤中尾薬局	旭区中尾二丁目 2 番 21 号	同
同	ウエルシア薬局瀬谷三ツ境店	瀬谷区二ツ橋町 205 番地	同
同	とまと訪問看護リハビリステーション戸塚平戸	戸塚区平戸一丁目 3 番 21 号	訪問看護
令和 5 年 1 月 1 日	フィットケアエクスプレス旭町通店薬局	戸塚区戸塚町 116 番地の 38	同



横浜市告示第 671 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 10 月 11 日	訪問看護ステーションとつか	(新) 戸塚区戸塚町 167 番地	訪問看護
		(旧) 戸塚区戸塚町 3,960 番地	
令和 4 年 11 月 1 日	ローズ調剤薬局	(新) 保土ヶ谷区釜台町 41 番 13 号	薬局
		(旧) 保土ヶ谷区釜台町 47 番 15 号	

横浜市告示第 672 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 11 月 27 日	オレンジ薬局保土ヶ谷店	保土ヶ谷区釜台町 41 番 7 号	薬局
令和 4 年 11 月 30 日	日本調剤 M M センター薬局	西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号	同

横浜市告示第 673 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 12 月 1 日	M E D A G R E E C L I N I C よ こはま	港北区篠原町 1,09 9 番地の 8	病院又は診療所
同	医療法人社団ゆう ま会つよし在宅ク リニック	神奈川区新町 14 番 地の 1	同
同	関内ゆめクリニッ ク	中区羽衣町 2 丁目 8 番地の 5	同
同	東希望ヶ丘クリニ ック	旭区東希望が丘 14 8 番地	同
同	ドラッグセイムス 横浜大口薬局	神奈川区松見町 1 丁目 5 番地の 1	薬局
同	フロンティア薬局 あざみ野店	青葉区荏田町 94 番 地の 1	同
同	おひさま薬局都筑 店	都筑区中川一丁目 14 番 8 号	同
同	日本調剤みなとみ らい薬局	西区みなとみらい 三丁目 7 番 3 号	同
同	クリエイト薬局 D P R プラザ瀬谷店	瀬谷区下瀬谷二丁 目 9 番地の 3	同
同	横浜市福祉サービ ス協会訪問看護ス テーション保土ヶ 谷	保土ヶ谷区宮田町 1 丁目 5 番地の 10	訪問看護
同	元気訪問看護リハ ステーション新横 浜	港北区新横浜三丁 目 20 番地の 5	同

横浜市告示第 674 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 7 月 1 日	(新)アイン薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目 7 番 13 号	薬局
	(旧)つづき薬局ボナージュ店		
令和 4 年 7 月 1 日	(新)サニタたまプラザ薬局	青葉区新石川三丁目 15 番地の 16	同
	(旧)メディスンショップサニタたまプラザ薬局		

横浜市告示第 675 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり辞退した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

辞退年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 7 月 31 日	おひさまクリニック センター北	都筑区中川中央一 丁目 25 番 1 号	病院又は診療 所
令和 4 年 7 月 12 日	こうふく薬局中山 店	緑区中山一丁目 20 番 5 号	薬局

横 浜 市 告 示 第 676 号

横 浜 市 景 観 計 画 の 変 更

景 観 法 ( 平 成 16 年 法 律 第 110 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 景 観 計 画 を 変 更 し た の で 、 同 法 第 9 条 第 8 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 名 称  
横 浜 市 景 観 計 画
- 2 区 域  
横 浜 市 全 域
- 3 変 更 に 係 る 効 力 の 発 生 す る 日  
令 和 5 年 1 月 15 日
- 4 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ くり 部 景 観 調 整 課

横 浜 市 告 示 第 677 号

関内地区都市景観協議地区の変更

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する都市景観協議地区を変更したので、条例第 6 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市 長 山 中 竹 春

1 名称

関内地区都市景観協議地区

2 位置及び区域

都市景観協議地区図 1 に示す区域  
（都市景観協議地区図 1 は省略）

3 変更に係る効力の発生する日

令和 5 年 1 月 15 日

4 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課

横 浜 市 告 示 第 678 号

み な と み ら い 2 1 中 央 地 区 都 市 景 観 協 議 地 区 の 変 更

横 浜 市 魅 力 あ る 都 市 景 観 の 創 造 に 関 す る 条 例 ( 平 成 18 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 2 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ) 第 5 条 に 規 定 す る 都 市 景 観 協 議 地 区 を 変 更 し た の で 、 条 例 第 6 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 名 称

み な と み ら い 2 1 中 央 地 区 都 市 景 観 協 議 地 区

2 位 置 及 び 区 域

都 市 景 観 協 議 地 区 図 に 示 す 区 域  
( 都 市 景 観 協 議 地 区 図 は 省 略 )

3 変 更 に 係 る 効 力 の 発 生 す る 日

令 和 5 年 1 月 15 日

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ ぐ り 部 景 観 調 整 課



横 浜 市 告 示 第 679 号

み な と み ら い 2 1 新 港 地 区 都 市 景 観 協 議 地 区 の 変 更

横 浜 市 魅 力 あ る 都 市 景 観 の 創 造 に 関 す る 条 例 ( 平 成 18 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 2 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ) 第 5 条 に 規 定 す る 都 市 景 観 協 議 地 区 を 変 更 し た の で 、 条 例 第 6 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 名 称

み な と み ら い 2 1 新 港 地 区 都 市 景 観 協 議 地 区

2 位 置 及 び 区 域

都 市 景 観 協 議 地 区 図 に 示 す 区 域  
( 都 市 景 観 協 議 地 区 図 は 省 略 )

3 変 更 に 係 る 効 力 の 発 生 す る 日

令 和 5 年 1 月 15 日

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ ぐ り 部 景 観 調 整 課

横 浜 市 告 示 第 680 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 ( 平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る

。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 項 第 1 号 イ の 表 中

「

同 壁	T - 3 号 岸	同	185	20	10.0
同 壁	T - 4 号 岸	同	185	20	10.0
同 壁	T - 5 号 岸	同	185	20	10.0
同 壁	T - 6 号 岸	同	185	20	10.0
同 壁	T - 7 号 岸	同	185	20	10.0
同 壁	T - 8 号 岸	同	185	20	10.0

」

を

「

同 壁	T - 3 号 岸	同	185	21.5	11.0
同 壁	T - 4 号 岸	同	185	21.5	11.0
同 壁	T - 5 号 岸	同	185	21.5	11.0
同 壁	T - 6 号 岸	同	185	21.5	11.0
同 壁	T - 7 号 岸	同	185	21.5	11.0
同 壁	T - 8 号 岸	同	185	21.5	11.0

」

に 改 め る 。

第 11 項 の 表 中

「

金沢地区	同	240,195
------	---	---------

」

を

「

金沢地区	同	235,750
------	---	---------

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 666 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

横 浜 四 季 の 森 フ ォ レ オ  
旭 区 上 白 根 三 丁 目 41 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 芳 井 敬 一  
大 阪 市 北 区 梅 田 3 丁 目 3 番 5 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 M o n g T e n g 代 表 取 締 役 高 品 謙 一 千 葉 市 美 浜 区 打 瀬 2 丁 目 8 番 地 ほ か 14 者	未 定 ほ か 15 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 4 年 6 月 30 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

小 売 業 者 の 退 店 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 4 年 11 月 18 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地 の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 667 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新横浜プリンスペペ  
港北区新横浜三丁目 4 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西武リアルティソリューションズ  
代表取締役 齊藤朝秀  
東京都豊島区南池袋 1 丁目 16 番 15 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社プリンスホテル 代表取締役 小山正彦 東京都豊島区南池袋 1 丁目 16 番 15 号	株式会社西武リアルティソリューションズ 代表取締役 齊藤朝秀 東京都豊島区南池袋 1 丁目 16 番 15 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社一蔵 代表取締役社長 河端義彦 東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 1 号 ほか 49 者	株式会社一蔵 代表取締役 河端義彦 さいたま市北区大成 町 4 丁目 699 番地の 1 ほか 47 者

(4) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和 4 年 11 月 17 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 668 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

W . A . O こどものくにショッピングセンター  
青葉区奈良一丁目 2 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社新都市ライフホールディングス  
代表取締役 新居田 滝 人  
東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林 昭 次 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号	株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田 滝 人 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社田原屋 代表取締役 田 熊 太 郎 川崎市川崎区駅前本 町 4 番地の 1 ほか 5 者	株式会社田原屋 代表取締役 田 熊 太 郎 川崎市幸区堀川町 58 0 番地 ほか 5 者

(4) 変更の年月日

令和 4 年 10 月 3 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか



2 届出年月日

令和 4 年 11 月 21 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地 の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 669 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
磯 子 区 新 森 町 2 番 の 1 、 新 磯 子 町 33 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 670 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
栄 区 田 谷 町 字 亀 ノ 甲 山 16 番 の 4 、 字 大 海 403 番 の 1 、 長 尾 台 町  
字 雲 雀 子 下 531 番 の 7 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 671 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ) 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に  
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 ( 令 和 3 年 8  
月 横 浜 市 公 告 第 466 号 ) に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解 除 す  
る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
神 奈 川 区 西 寺 尾 二 丁 目 1,270 番 、 1,271 番 の 2 、 1,278 番 の 2  
、 1,279 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 条 例 指 示 措 置 等  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 672 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ) 第 13 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、  
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 変 更 区 域  
恩 田 川 沿 岸 地 区 ( A - 20 )  
青 葉 区 田 奈 町 区 域
- 2 縦 覧 場 所  
都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号  
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所  
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17  
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 673 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 ( 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号 ) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 は 、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は 、 廃 物 と し て 認 定 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 放 置 自 動 車

放 置 場 所	車 名
鶴 見 区 大 黒 ふ 頭	ト ヨ タ エ ス テ イ マ
保 土 ケ 谷 区 初 音 ケ 丘	ヤ マ ハ マ ジ エ ス テ イ
西 区 平 沼 一 丁 目	ホ ン ダ フ ォ ル ツ ア

2 沈 船 等

放 置 場 所	船 名
鶴 見 区 大 黒 町	え ど

横 浜 市 公 告 第 674 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意  
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、もえぎ野北地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり  
、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法  
第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ たい 者 は、縦覧  
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な  
け れ ば な ら ない。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 4 年 12 月 15 日 から 令 和 5 年 1 月 17 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 9 時 から 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日  
令 和 5 年 2 月 15 日 午 後 2 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所  
青 葉 区 市 ケ 尾 町 31 番 地 の 4  
横 浜 市 青 葉 区 役 所 4 階 405 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 675 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 市 ヶ 尾 禅 当 寺 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春



横 浜 市 公 告 第 676 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 三 井 杉 田 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 677 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
令和 4 年 11 月 25 日	第 1144 号	旭区若葉台二丁目 1 番	旭区旭土木事務所 所長

横浜市公告第 678 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 3 年 9 月 6 日 第 2021 開 904 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
旭区二俣川 2 丁目 21 番地の 1  
つくみ住研株式会社  
代表取締役 大川 義 弘
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
磯子区上中里町 416 番の 6、416 番の 38、416 番の 41、416 番の 43 から 416 番の 49 まで、416 番の 51 から 416 番の 56 まで、419 番の 80、419 番の 101 及び 419 番の 113

横 浜 市 公 告 第 679 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 3 月 1 日 第 2021 開 1503 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
栄 区 小 菅 ケ 谷 二 丁 目 3 番 1 号  
田 中 修
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
栄 区 小 菅 ケ 谷 二 丁 目 1,157 番 の 1 、 1,157 番 の 4 か ら 1,157 番  
の 6 ま で 、 1,159 番 の 3 、 1,159 番 の 7 、 1,159 番 の 8 及 び 1,16  
0 番 の 3 か ら 1,160 番 の 5 ま で

横 浜 市 公 告 第 680 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 3 月 18 日 第 2021 開 1504 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
栄 区 上 郷 町 176 番 地  
角 田 園 江
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
栄 区 上 郷 町 180 番 の 2 、 180 番 の 4 、 181 番 の 1 、 181 番 の 2  
、 182 番 の 1 から 182 番 の 3 ま で 、 182 番 の 7 、 182 番 の 8 、 19  
1 番 の 一 部 、 192 番 の 1 の 一 部 、 195 番 の 2 、 196 番 の 2 、 197  
番 の 1 の 一 部 、 197 番 の 2 、 198 番 及 び 199 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 681 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 6 月 9 日 第 2022 開 501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 町 田 市 中 町 3 丁 目 4 番 10 号  
ジ ョ イ ズ ホ ー ム 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 内 藤 淳
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
南 区 永 田 山 王 台 1,621 番 の 4 、 1,621 番 の 14 、 1,621 番 の 15 、  
1,637 番 の 8 、 1,637 番 の 33 の 一 部 及 び 1,637 番 の 38 か ら 1,637  
番 の 45 ま で

横 浜 市 公 告 第 682 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 9 月 16 日 第 2022 開 601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 日 野 九 丁 目 654 番 の 3 及 び 1,024 番 の 1 の 一 部

横浜市公告第 683 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2022 ・ 7 ・ 2 号
- 2 指定年月日  
令和 4 年 12 月 2 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
42.05 m
- 5 指定の場所  
保土ヶ谷区仏向町 585 番の 1 及び 604 番の 14
- 6 申請者の氏名  
株式会社ホームランド  
代表取締役 小野 洋一郎



横 浜 市 公 告 第 684 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2022 ・ 11 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 4 年 12 月 1 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
18.61 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 大 曾 根 台 603 番 の 9 、 609 番 の 8 及 び 610 番 の 12
- 6 申 請 者 の 氏 名  
青 山 喜 代 子

横 浜 市 公 告 第 685 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2022 ・ 16 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 4 年 12 月 6 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
24.99 m
- 5 指 定 の 場 所  
泉 区 中 田 東 四 丁 目 3,335 番 の 8 及 び 3,335 番 の 17
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ア プ リ 横 浜  
代 表 取 締 役 古 本 透

横浜市公告第 686 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 43・12 号
- 2 廃止年月日  
令和 4 年 11 月 28 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
13.00 m
- 5 廃止の場所  
港南区上永谷三丁目 5,149 番の 10 地先から 5,206 番の 116 地先まで

横浜市公告第 687 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 33・131 号
- 2 廃止年月日  
令和 4 年 11 月 30 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.60 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
45.50 m
- 5 廃止の場所  
緑区北八朔町 1,502 番の 75 地先から 1,502 番の 150 地先まで

---

区 告 示

---

旭区告示第 6 号（令和 4 年 12 月 6 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、あたご自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	茂 木 俊 男 旭区白根二丁目 16 番 11 号	松 居 朝 子 旭区白根二丁目 17 番 12 号

旭区告示第 7 号（令和 4 年 12 月 6 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、あたご自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	松 居 朝 子 旭区白根二丁目 17 番 12 号	舩 木 美由樹 旭区白根二丁目 16 番 17 号

旭区告示第 8 号（令和 4 年 12 月 6 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、あたご自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	舩 木 美由樹 旭区白根二丁目 16 番 17 号	毛 呂 建 二 旭区白根二丁目 20 番 12 号

旭区告示第 9 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大 槻 康 彦 旭区柏町 102 番地の 2	大 森 英 明 旭区柏町 62 番地の 11



旭区告示第 10 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	大 森 英 明	井 田 貞 司
及び住所	旭区柏町 62 番地の 11	旭区柏町 32 番地の 7

旭区告示第 11 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	井 田 貞 司	江 成 藤 吉
及び住所	旭区柏町 32 番地の 7	旭区柏町 40 番地の 9

旭区告示第 12 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	江 成 藤 吉	篠 崎 政 利
及び住所	旭区柏町 40 番地の 9	旭区柏町 41 番地の 7

旭区告示第 13 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	篠崎 政利	田中 義二
及び住所	旭区柏町 41 番地の 7	旭区柏町 55 番地の 7

旭区告示第 14 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	田 中 義 二	成 瀬 忠 幸
及び住所	旭区柏町 55 番地の 7	旭区柏町 26 番地の 9

旭区告示第 15 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	成 瀬 忠 幸 旭区柏町 26 番地の 9	埜 登 旭区柏町 44 番地の 15

旭区告示第 16 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	埜 登 旭区柏町 44 番地の 15	矢 澤 忠 昭 旭区柏町 121 番地の 4

旭区告示第 17 号（令和 4 年 12 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南まきが原自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 6 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	矢 澤 忠 昭 旭区柏町 121 番地の 4	山 本 一 治 旭区柏町 51 番地の 6



鶴見区告示第 5 号（令和 4 年 12 月 7 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、矢向六丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 7 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	清 宮 弘 鶴見区矢向六丁目 9 番 4 号	三 村 良 彦 鶴見区矢向六丁目 18 番 5 号

栄区告示第 22 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東武本郷台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市栄区長 富士田 学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大 木 啓 太 栄区鍛冶ヶ谷町 452 番地の 10	山 室 創 栄区鍛冶ヶ谷町 503 番地の 23

区 公 告

戸塚区公告第 167 号

市有財産への自動写真撮影機設置に関する一般競争入札  
の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 4 年 12 月 15 日

契約事務受任者

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への自動写真撮影機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所 在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
04-90-001	戸塚区戸塚町 16 番地 の 17	戸塚区総合庁舎 ( 2 階エスカレ ーター脇 )	1.20

(3) 最低歩合率

物件番号 04-90-001 販売実績の 30 % 以上

(4) 貸付期間

令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで ( 5 年間 )

(5) 入札に付する条件

市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱 ( 以下「指名停止措置要綱」という。 ) に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 ( 入札物件 ) に証明写真等を販売する自動写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」 ( 以

下「自動写真撮影機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 2 年度から令和 4 年度までにおいて、自動写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和 4 年 12 月 15 日から令和 4 年 12 月 28 日まで
  - (2) 交付時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
  - (3) 交付場所  
戸塚区戸塚町 16 番地の 17  
横浜市戸塚区役所総務部総務課（戸塚区役所 9 階）  
電話 045(866)8306（直通）
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 1 月 13 日まで
  - (2) 受付時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
  - (3) 受付場所  
3 の(3)と同様
  - (4) 受付方法  
持参又は書留郵便
- 5 入札日時及び場所  
令和 5 年 1 月 24 日 午前 10 時  
戸塚区戸塚町 16 番地の 17  
横浜市戸塚区役所 8 階 中会議室 2
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領における 7
  - (3) に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

---

## 水道局

---

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 12 月 1 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山 岡 秀 一

水道局規程第 14 号（令和 4 年 12 月 1 日揭示済）

横浜市水道局企業職員の給与に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

（横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第 1 条 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 35 年 3 月水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項の表中「 375,000 」を「 376,000 」に改める

。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 水道局事務・技術職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	132,900	201,100	222,300	240,900	265,600	318,500	456,500	543,800
	2	134,000	203,100	224,100	243,100	267,800	321,200	459,500	546,100
	3	135,100	205,000	225,900	245,200	270,100	324,000	462,600	548,400
	4	136,100	207,100	227,800	247,400	272,300	326,800	465,600	550,700
	5	137,000	209,000	229,800	249,600	274,500	329,500	468,700	552,900
	6	138,000	210,900	231,800	251,800	276,600	332,200	471,800	555,000
	7	139,000	212,600	233,700	253,900	278,700	334,900	474,800	557,000
	8	140,100	214,200	235,700	256,000	280,800	337,700	477,700	559,000
	9	141,100	215,900	237,600	258,100	282,900	340,400	480,500	561,000
	10	142,200	217,500	239,500	260,200	285,000	343,100	482,900	563,000
	11	143,300	219,100	241,300	262,300	287,100	345,800	485,200	564,900
	12	144,400	220,800	243,200	264,500	289,300	348,600	487,400	566,700
	13	145,500	222,400	244,900	266,700	291,500	351,400	489,600	568,600
	14	146,500	224,300	246,900	268,800	293,700	354,100	491,000	570,400
	15	147,500	226,200	248,900	270,900	295,800	356,900	492,400	572,200
	16	148,600	228,000	250,800	273,000	297,900	359,700	493,800	574,000
	17	149,600	229,800	252,700	275,100	300,000	362,500	495,200	575,700
	18	150,700	231,800	254,600	277,300	302,200	365,300	496,500	577,300
	19	151,800	233,700	256,500	279,500	304,300	368,000	497,800	578,800
	20	152,800	235,700	258,500	281,800	306,300	370,700	499,100	580,200
	21	153,800	237,600	260,500	284,000	308,400	373,500	500,100	581,600
	22	154,900	239,500	262,500	286,100	310,500	376,200	501,100	582,900
	23	156,000	241,300	264,500	288,200	312,700	379,000	502,000	584,200
	24	157,100	243,200	266,500	290,300	314,900	381,800	502,800	585,400
	25	158,300	245,000	268,500	292,400	317,200	384,500	503,600	586,600
	26	159,900	246,900	270,600	294,600	319,400	387,300	504,400	587,900
	27	161,500	248,600	272,700	296,700	321,700	390,100	505,200	589,100
	28	163,100	250,500	274,700	298,700	324,000	392,900	506,100	590,400
	29	164,700	252,200	276,700	300,700	326,300	395,500	506,900	591,600
	30	166,600	254,100	278,600	302,800	328,600	398,200	507,700	592,800
	31	168,900	256,100	280,600	304,900	330,900	400,800	508,500	594,000
	32	171,100	258,000	282,600	307,000	333,200	403,400	509,300	595,300
	33	173,400	259,800	284,600	309,100	335,500	406,000	510,100	596,500
	34	175,800	261,700	286,600	311,300	337,700	408,500	510,900	597,700
	35	178,300	263,600	288,600	313,500	339,900	411,000	511,700	599,000
	36	180,800	265,500	290,600	315,800	342,000	413,500	512,600	600,200
	37	183,100	267,300	292,600	318,000	344,100	416,000	513,400	601,400
	38	184,700	269,200	294,600	320,300	346,100	418,400	514,200	602,600
	39	186,000	271,100	296,600	322,600	348,200	420,900	515,100	603,800
	40	187,400	273,000	298,600	324,900	350,200	423,400	516,000	605,100
	41	188,700	274,700	300,600	326,900	352,100	425,800	516,800	606,300
	42	190,300	276,600	302,700	329,300	354,100	428,000	517,600	607,500
	43	191,900	278,500	304,900	331,600	356,100	430,200	518,500	608,700
	44	193,500	280,400	307,100	333,900	358,000	432,300	519,400	610,000

45	195,000	281,900	309,200	336,100	359,900	434,400	520,200	611,200
46	196,600	283,700	311,300	338,300	361,700	436,400	521,000	612,400
47	198,100	285,600	313,500	340,500	363,400	438,300	521,800	613,600
48	199,700	287,400	315,700	342,700	365,100	440,100	522,700	614,800
49	201,400	289,200	317,800	344,800	366,700	441,800	523,500	616,000
50	203,300	291,000	320,000	346,800	368,200	443,500	524,300	617,200
51	205,200	292,900	322,100	348,800	369,600	445,100	525,100	618,400
52	207,300	294,800	324,200	350,800	371,100	446,600	526,000	619,600
53	209,100	296,700	326,300	352,800	372,400	448,000	526,900	620,900
54	211,000	298,600	328,400	354,700	373,700	449,300	527,700	622,100
55	212,600	300,500	330,400	356,600	375,000	450,500	528,500	623,300
56	214,300	302,300	332,400	358,400	376,300	451,600	529,400	624,600
57	215,900	304,200	334,300	360,100	377,600	452,600	530,300	625,800
58	217,600	306,200	336,300	361,500	378,800	453,500	531,100	
59	219,400	308,100	338,200	363,000	380,000	454,400	531,900	
60	221,300	310,000	340,100	364,400	381,100	455,200	532,700	
61	223,000	311,800	342,000	365,800	382,100	455,900	533,600	
62	225,100	313,500	343,800	367,100	383,100	456,600		
63	227,100	315,200	345,500	368,300	384,100	457,300		
64	229,100	316,800	347,200	369,500	385,000	458,000		
65	230,900	318,500	348,800	370,600	385,900	458,600		
66	232,900	319,800	350,300	371,600	386,700	459,200		
67	234,900	321,000	351,700	372,600	387,400	459,900		
68	237,000	322,300	353,100	373,500	388,100	460,600		
69	239,000	323,400	354,400	374,300	388,800	461,300		
70	241,000	324,600	355,700	375,100	389,400	461,900		
71	242,800	325,700	357,000	375,900	390,000	462,600		
72	244,800	326,800	358,200	376,600	390,700	463,300		
73	246,700	327,800	359,300	377,300	391,400	463,900		
74	248,600	328,900	360,300	378,000	392,000	464,500		
75	250,500	330,100	361,200	378,600	392,600	465,200		
76	252,400	331,200	362,100	379,100	393,100	465,900		
77	254,200	332,200	363,000	379,600	393,700	466,500		
78	256,100	333,100	363,800	380,100	394,200	467,200		
79	258,100	334,000	364,500	380,600	394,700	467,900		
80	260,100	334,800	365,100	381,000	395,200	468,500		
81	261,900	335,500	365,700	381,400	395,700	469,100		
82	263,900	336,200	366,400	381,900	396,100	469,800		
83	265,900	336,900	367,000	382,300	396,600	470,500		
84	267,800	337,500	367,600	382,700	397,000	471,100		
85	269,600	338,100	368,100	383,000	397,400	471,700		
86	271,600	338,700	368,500	383,400	397,900	472,300		
87	273,600	339,300	368,900	383,800	398,300	473,000		
88	275,600	339,900	369,300	384,200	398,700	473,700		
89	277,200	340,400	369,700	384,600	399,100	474,300		
90	279,100	340,900	370,100	385,100	399,500	475,000		
91	281,000	341,400	370,500	385,500	400,000	475,700		

再任用職員以外の職員

92	282,900	341,900	370,800	385,900	400,400	476,300
93	284,800	342,500	371,200	386,200	400,800	476,900
94	285,700	343,000	371,600	386,600	401,300	477,600
95	286,500	343,400	372,000	387,000	401,700	478,300
96	287,300	343,900	372,400	387,400	402,100	479,000
97	288,000	344,400	372,700	387,800	402,500	479,600
98	288,700	344,900	373,100	388,200	402,900	480,300
99	289,300	345,400	373,400	388,700	403,400	481,000
100	289,900	345,900	373,800	389,100	403,800	481,600
101	290,600	346,300	374,100	389,500	404,200	482,200
102	291,200	346,600	374,500	389,900	404,700	482,900
103	291,800	346,900	374,800	390,300	405,100	483,600
104	292,500	347,200	375,200	390,700	405,500	484,200
105	293,200	347,500	375,500	391,100	405,900	484,900
106	293,800		375,900	391,600	406,400	485,500
107	294,400		376,300	392,100	406,800	486,200
108	295,000		376,600	392,500	407,200	486,800
109	295,600		376,900	392,800	407,600	487,500
110	296,100		377,300	393,200	408,100	488,200
111	296,600		377,700	393,700	408,500	488,800
112	297,200		378,000	394,100	408,900	489,400
113	297,800		378,400	394,500	409,300	490,100
114	298,200		378,800	395,000	409,700	490,800
115	298,700		379,200	395,400	410,200	491,400
116	299,100		379,500	395,800	410,600	492,000
117	299,400		379,900	396,100	411,000	492,700
118	299,700		380,300	396,500	411,400	493,400
119	300,000		380,700	397,000	411,900	494,100
120	300,300		381,000	397,400	412,300	494,700
121	300,700		381,400	397,800	412,700	495,300
122	301,000		381,800	398,300	413,200	
123	301,300		382,100	398,700	413,700	
124	301,600		382,500	399,100	414,100	
125	302,000		382,800	399,400	414,500	
126	302,300		383,200	399,800	414,900	
127	302,600		383,600	400,300	415,400	
128	302,900		383,900	400,700	415,800	
129	303,300		384,300	401,100	416,200	
130			384,700	401,600	416,700	
131			385,000	402,100	417,100	
132			385,300	402,500	417,500	
133			385,600	402,800	417,900	
134				403,200	418,400	
135				403,700	418,900	
136				404,100	419,300	
137				404,500	419,700	
138				405,000	420,100	



	139				405,500	420,500			
	140				405,900	420,900			
	141				406,300	421,300			
	142				406,800				
	143				407,200				
	144				407,600				
	145				408,000				
	146				408,500				
	147				409,000				
	148				409,400				
	149				409,800				
再任用職員		183,600	210,700	246,800	263,500	284,800	316,900	352,800	385,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 水道局技能職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給与月額	給与月額	給与月額
		円	円	円
	1	132,900	201,100	220,000
	2	134,000	203,100	221,800
	3	135,100	205,000	223,600
	4	136,100	207,100	225,400
	5	137,000	209,000	227,400
	6	138,000	210,900	229,400
	7	139,000	212,600	231,300
	8	140,100	214,200	233,200
	9	141,100	215,900	235,100
	10	142,200	217,500	237,000
	11	143,300	219,100	238,900
	12	144,400	220,800	240,700
	13	145,500	222,400	242,400
	14	146,500	224,300	244,400
	15	147,500	226,200	246,400
	16	148,600	228,000	248,200
	17	149,600	229,800	250,100
	18	150,700	231,800	252,000
	19	151,800	233,700	253,800
	20	152,800	235,700	255,800
	21	153,800	237,600	257,800
	22	154,900	239,500	259,800
	23	156,000	241,300	261,700
	24	157,100	243,200	263,700
	25	158,300	245,000	265,700
	26	159,900	246,900	267,800
	27	161,500	248,600	269,800
	28	163,100	250,500	271,800
	29	164,700	252,200	273,800
	30	166,600	254,100	275,800
	31	168,900	256,100	277,700
	32	171,100	258,000	279,700
	33	173,400	259,800	281,700
	34	175,800	261,700	283,700
	35	178,300	263,600	285,600
	36	180,800	265,500	287,600
	37	183,100	267,300	289,600
	38	184,700	269,200	291,600
	39	186,000	271,100	293,500
	40	187,400	273,000	295,500
	41	188,700	274,700	297,500
	42	190,300	276,600	299,600
	43	191,900	278,500	301,700
	44	193,500	280,400	303,900

	45	195,000	281,900	306,000
	46	196,600	283,700	308,100
	47	198,100	285,600	310,300
	48	199,700	287,400	312,400
	49	201,400	289,200	314,500
	50	203,300	291,000	316,700
	51	205,200	292,900	318,800
	52	207,300	294,800	320,900
	53	209,100	296,700	322,900
	54	211,000	298,600	325,000
	55	212,600	300,500	327,000
	56	214,300	302,300	329,000
	57	215,900	304,200	330,800
	58	217,600	306,200	332,800
	59	219,400	308,100	334,700
	60	221,300	310,000	336,600
	61	223,000	311,800	338,400
	62	225,100	313,500	340,200
	63	227,100	315,200	341,900
再任用職員以外の職員	64	229,100	316,800	343,600
	65	230,900	318,500	345,200
	66	232,900	319,800	346,700
	67	234,900	321,000	348,000
	68	237,000	322,300	349,500
	69	239,000	323,400	350,700
	70	241,000	324,600	352,000
	71	242,800	325,700	353,300
	72	244,800	326,800	354,500
	73	246,700	327,800	355,500
	74	248,600	328,900	356,500
	75	250,500	330,100	357,500
	76	252,400	331,200	358,300
	77	254,200	332,200	359,300
	78	256,100	333,100	360,000
	79	258,100	334,000	360,700
	80	260,100	334,800	361,300
	81	261,900	335,500	361,900
	82	263,900	336,200	362,600
	83	265,900	336,900	363,200
	84	267,800	337,500	363,700
	85	269,600	338,100	364,300
	86	271,600	338,700	364,700
	87	273,600	339,300	365,100
	88	275,600	339,900	365,400
	89	277,200	340,400	365,800
	90	279,100	340,900	366,200
	91	281,000	341,400	366,600

92	282,900	341,900	367,000
93	284,800	342,500	367,400
94	285,700	343,000	367,700
95	286,500	343,400	368,100
96	287,300	343,900	368,500
97	288,000	344,400	368,800
98	288,700	344,900	369,200
99	289,300	345,400	369,500
100	289,900	345,900	369,900
101	290,600	346,300	370,200
102	291,200	346,600	370,600
103	291,800	346,900	370,900
104	292,500	347,200	371,300
105	293,200	347,500	371,600
106	293,800		371,900
107	294,400		372,400
108	295,000		372,700
109	295,600		373,000
110	296,100		373,400
111	296,600		373,700
112	297,200		374,000
113	297,800		374,400
114	298,200		374,800
115	298,700		375,300
116	299,100		375,600
117	299,400		375,900
118	299,700		376,300
119	300,000		376,700
120	300,300		377,000
121	300,700		377,400
122	301,000		377,800
123	301,300		378,100
124	301,600		378,500
125	302,000		378,800
126	302,300		379,200
127	302,600		379,600
128	302,900		379,900
129	303,300		380,300
130			380,700
131			381,000
132			381,300
133			381,600
再任用職員	183,600	210,700	246,800

備考 この表は、技能職員及び作業職員に適用する。

(横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第 2 条 横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和 2 年 3 月水道局規程第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和 31 年 12 月横浜市条例第 48 号)第 2 条第 1 項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に乘じる割合(同項に規定する管理職員に適用するものを除く。)」を「100 分の 127.5」に、「同項の」を「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和 31 年 12 月横浜市条例第 48 条)第 2 条第 1 項の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員に対して支給する期末手当に関する特例処置)

3 令和 4 年 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員(横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和 2 年 3 月水道局規程第 11 号)第 8 条に規定する者に限る。)に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの規程による改正後の横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(以下「新会計年度規程」という。)第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは、「100 分の 132.5」とする。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の内払)

5 新規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

---

交通局

---

交通局告示第 12 号

割引 1 日乗車券の発売

横浜市高速鉄道運賃条例（昭和 47 年 10 月横浜市条例第 64 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、割引 1 日乗車券を次のとおり発売する。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

1 乗車券の種類及び運賃

(1) 乗車券の種類：割引 1 日乗車券

(2) 運賃：0 円（小児）

2 乗車方法

横浜市高速鉄道各駅等において交付する割引 1 日乗車券を係員に提示して入出場する。

3 発売期間

令和 4 年 12 月 17 日

4 適用期間

令和 4 年 12 月 17 日当日限り

5 適用区間

(1) 横浜市高速鉄道 1・3 号線 全線（湘南台駅～あざみ野駅）

(2) 横浜市高速鉄道 4 号線 全線（中山駅～日吉駅）

6 その他

この告示に定めのない事項については、条例の定めるところによる。

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 告 示 第 35 号

横 浜 市 指 定 有 形 文 化 財 の 指 定

横 浜 市 文 化 財 保 護 条 例 ( 昭 和 62 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 53 号 ) 第 6 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 文 化 財 を 横 浜 市 指 定 有 形 文 化 財 に 指 定  
す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

名 称	員 数	所 有 者	所 在 の 場 所
建 造 物			
岩 田 家 住 宅	1 棟	個 人	中 区 柏 葉
彫 刻			
木 造 地 蔵 菩 薩 坐 像	1 軀	宗 教 法 人 薬 王 寺	金 沢 区 寺 前 二 丁 目

横浜市教育委員会告示第 36 号

横浜市指定史跡名勝天然記念物の指定

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、次の文化財を横浜市指定史跡名勝天然記念物に指定する。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

名 称	員 数	所 有 者	所 在 の 場 所
天 然 記 念 物			
正安寺のイヌマキ	1 本	宗教法人正安寺	栄区長沼町



横 浜 市 教 育 委 員 会 告 示 第 37 号

横 浜 市 地 域 文 化 財 の 登 録

横 浜 市 文 化 財 保 護 条 例 ( 昭 和 62 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 53 号 ) 第 45 条  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 文 化 財 を 横 浜 市 地 域 文 化 財 に 登 録 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 鯉 淵 信 也

地 域 史 跡

名 称	所 有 者	所 在 の 場 所
本 牧 十 二 天 緑 地	国 ・ 横 浜 市	中 区 本 牧 十 二 天

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 20 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 4 年 11 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 北 方 小 学 校	教 諭	佐 野 杏 佳	免 職

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 21 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 4 年 11 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 上 大 岡 小 学 校	技 能 職 員	丹 内 貴 子	免 職

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 22 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 4 年 11 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 高 舟 台 小 学 校	臨 時 的 任 用 職 員	奥 村 聡	免 職

---

区選挙管理委員会

---

港北区選挙管理委員会告示第 13 号

委員の氏名

令和 4 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市港北区選挙管理委員会  
委員長 井上 禮子

内	山	秀	信
大	澤	次	男
磯	貝	英	男
井	上	禮	子

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

委 員 の 氏 名

令 和 4 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 齋 藤 純 男

長	岡	宜	徳
竹	内	秀	樹
内	田		稔
齋	藤	純	男

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

委 員 の 氏 名

令 和 4 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 小 野 義 夫

谷	本	新 太 郎
田	中	雅 之
吉	岡	永 二
小	野	義 夫

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

委員の氏名

令和 4 年 12 月 2 日 次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市都筑区選挙管理委員会  
委員長 柴 野 勝

佐	野	芳	晴
横	溝	輝	久
柴	野		勝
岡	本	政	治



港北区選挙管理委員会告示第 14 号

委員長等の氏名

令和 4 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市港北区選挙管理委員会  
委員長 井上 禮子

委員長

井上 禮子

委員長職務代理者

大澤 次男

緑区選挙管理委員会告示第 14 号

委員長等の氏名

令和 4 年 12 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 4 年 12 月 15 日

横浜市緑区選挙管理委員会  
委員長 齋藤純男

委員長

齋藤純男

委員長職務代理者

内田稔

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 4 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理  
者 に 就 任 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 小 野 義 夫

委 員 長

小 野 義 夫

委 員 長 職 務 代 理 者

吉 岡 永 二

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 4 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 4 年 12 月 15 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 柴 野 勝

委 員 長

柴 野 勝

委 員 長 職 務 代 理 者

岡 本 政 治